

株式会社アライバル

〒981-1243 宮城県名取市高館川上字五性寺 37 番地

電話 022-796-1215

Fax 022-796-1216

環境報告書

2025 年度

期間：2025 年 4 月 1 日～2025 年 7 月 31 日

発行：2025 年 8 月 19 日

適用範囲

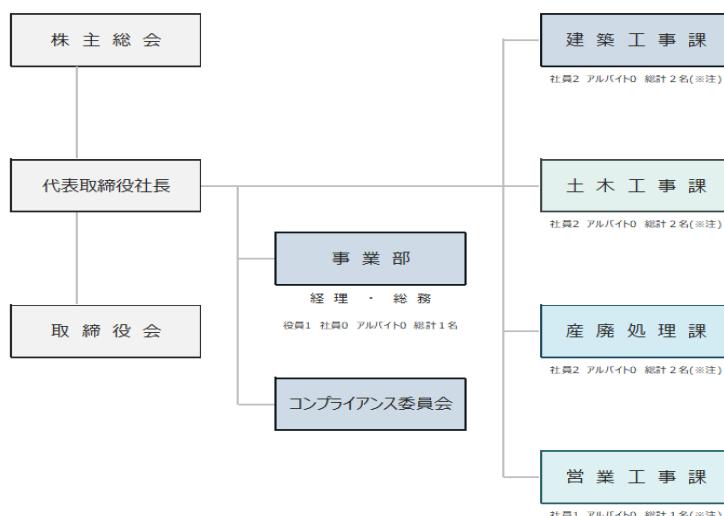
1. 組織概要

項目	詳細
事業所名	株式会社アライバル
所在地	〒981-1243 宮城県名取市高館川上字五性寺 37 番地
事業の概要	産業廃棄物収集運搬、建物改修工事（改修に伴う撤去工事）、解体工事、土木・コンクリート工事
沿革	平成 27 年 5 月 25 日設立
資本金	2 千万円
従業員数	7 名
売上高	3 億 5 千万円（令和 7 年 4 月 30 日現在）
敷地面積	4433.44 m ²
延床面積	151.44 m ²

組織図

 Arrival
株式会社アライバル 組織図

令和7年8月1日 更新



2. 産業廃棄物処理業に関する情報

処理業許認可

分類	行政	宮城県	福島県	岩手県	山形県	秋田県
	許認可番号	00452187697	00757187697			
	許可年月日	R3.12.7	R4.1.17			
	有効期限	R8.12.6	R9.1.16			
特別管理産業廃棄物	燃え殻	○	○			
	汚泥	○	○			
	廃油	○	○			
	廃酸	○	○			
	廃アルカリ	○	○			
	ばいじん	○	○			
	廃石綿等	○	○			
	指定下水汚泥	×	×			

分類	行政	宮城県	福島県	岩手県	山形県	秋田県
	許認可番号	00402187697	00707187697	00300187697	00609187697	00503187697
	許可年月日	R3.2.10	R3.5.12	R3.2.26	R3.2.23	R4.1.18
	有効期限	R8.2.9	R8.3.2	R8.2.25	R8.2.22	R9.1.17
産業廃棄物	燃え殻	○	○	○	○	○
	汚泥	○	○	○	○	○
	廃油	○	○	○	○	○
	廃酸	○	○	○	○	○
	廃アルカリ	○	○	○	○	○
	廃プラスチック類	○	○	○	○	○
	紙くず	○	○	○	○	○
	木くず	○	○	○	○	○
	繊維くず	○	○	○	○	○
	動植物性残さ	○	○	○	○	○
	ゴムくず	○	○	○	○	○
	金属くず（自動車等破碎物を除く）	○	○	○	○	○
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	○	○	○
	がれき類	○	○	○	○	○
	ばいじん	○	○	○	○	○
	石綿含有産業廃棄物	○	○	○	○	○
	水銀使用製品産業廃棄物	○	○	○	○	○

収集運搬設備概要

#	車体の形状	最大積載量	低公害車、低燃費車対象車
1	脱着装置付コンテナ専用車	3,600 kg	燃費 H27 年度基準達成
2	ダンプ	3,000 kg	燃費 H27 年度基準 +10%達成
3	キャブオーバ	4,600 kg	燃費 H27 年度基準達成
4	バン	250 kg	低排出ガス 75%低減
5	キャブオーバ	1,950 kg	燃費 H27 年度基準達成、低排出ガス 10%低減レベル
6	脱着装置付コンテナ専用車	3,600 kg	燃費 H27 年度基準達成、低排出ガス 10%低減レベル
7	ダンプ	2,000 kg	燃費 H27 年度基準達成、低排出ガス 10%低減レベル
8	キャブオーバ	350 kg	燃費 H27 年度基準 10%向上
9	脱着装置付コンテナ専用車	3,700 kg	燃費 H27 年度基準達成、低排出ガス 10%低減レベル
10	ステーションワゴン	—	燃費 R4 年度基準 140%向上、低排出ガス 75%低減レベル
11	箱型	—	燃費 R12 年度基準 +140%向上、低排出ガス 50%低減レベル
12	箱型	—	燃費 R12 年度基準 +140%向上、低排出ガス 50%低減レベル
13	箱型	—	燃費 R12 年度基準 +140%向上、低排出ガス 50%低減レベル

処理実績（単位t）

分類	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年4月～7月
特別管理産業廃棄物収集運搬	0.03 t	7 t	0.61 t	0.5 t
産業廃棄物収集運搬	2553.19 t	1406.42 t	1618.11 t	668.830 t

※各年度 4月～3月の運用実績

収集運搬の個別の実績

産業廃棄物

単位 t

廃棄物種類	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
廃アスチック類	8.900	85.200	26.300	14.300
紙くず	0.000	0.000	3.800	0.000
木くず	0.000	36.000	60.310	32.610
繊維くず	0.000	73.500	0.000	0.000
金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3.500	3.400	6.200	9.800
石膏ボード	2.200	0.000	3.700	16.400
がれき類	10.000	5.560	0.000	12.500
コンクリート破片	19.240	0.000	9.200	43.210
アスファルト・コンクリート破片	12.390	0.000	0.000	10.500
安定型建設混合廃棄物	1.000	0.300	0.400	4.000
管理型混合廃棄物	11.100	20.400	40.700	25.300
石綿含有廃棄物	0.000	0.440	0.000	2.000
石綿含有廃棄物・管	2.250	0.250	2.150	1.750
合計	83.740	225.690	174.450	184.950

特別管理産業廃棄物

単位 t

廃棄物種類	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
廃石綿等	0.000	0.000	0.500	0.000
他実績なし				
合計	0.000	0.000	0.500	0.000

廃棄物の処理料金

運搬距離、廃棄物内容、回収形態等により、都度見積もりをおこなう。

3. みちのく EMS に関する情報

みちのく EMS 登録情報

項目	詳細
認証年月日	2025年8月予定
認証登録番号	-
有効期間	-
登録範囲（サイト）	-
適用業務	産業廃棄物収集運搬、建物改修工事（改修に伴う撤去工事）、解体工事、土木・コンクリート工事
環境報告書の対象期間及び発行日	2025年4月1日～2025年7月31日、2025年8月19日発行
運用管理体制	管理責任者：三浦 朝子 内部監査責任者：鈴木 賢次

環境方針

安全を第一に考え実行する、到着地は新しい出発点

家族に喜ばれる会社作り

解体工事や産業廃棄物の収集運搬業を通して地域社会の発展に貢献します。

法令を遵守し、汚染の防止を徹底し、よりキレイに、より環境にやさしく、
よりサステナブルな地域経済活性化への貢献を目指すことで会社として環境
保護に取組みます。EMSの継続的な改善を通して環境パフォーマンスの向上
に取組みます。

2025年4月1日

株式会社アライバル

代表取締役 佐藤 淳二



環境目標

目標	4か月運用 基準 2024年度 4月～7月	基準年 2024年度 4月～3月	項目	4か月運用 2025年度 4月～7月	2025年度 4月～3月	2026年度 4月～3月	2027年度 4月～3月	実施事項(日程含む)
二酸化炭素排出量の削減 kg-CO ₂ /年 基準年度より削減 2025年度 1% 2026年度 2% 2027年度 3%	30,462	89,497	目標	30,157	88,602	87,707	86,812	各年度共通 ①太陽光発電の活用（事務所） ②アイドリングストップの推奨 2025年度 ①太陽光発電の増設（3.84kWh） 2026年度 ダンプトラックの更新
水の使用量 m ³ 基準年度より削減 2025年度 0.1 m ³ 2026年度 0.2 m ³ 2027年度 0.3 m ³	27	81	目標	26.975	80.9	80.8	80.7	各年度共通 ①高圧洗浄機の使用 ②未使用時には流しっぱなしにしない
事業系一般廃棄物の排出量の削減 枚 基準年度より削減 2025年度 1枚 2026年度 2枚 2027年度 3枚	19	71	目標	18	70	69	68	各年度共通 ①満杯になるまで捨てない ②私物は持ち帰りを原則化
収集運搬車両の燃費向上 km/100km 基準年度より向上 2025年度 0.01km/100km 2026年度 0.02km/100km 2027年度 0.03km/100km	7.83	7.76	目標	7.84	7.77	7.78	7.79	各年度共通 ①アイドリングストップの推奨 ②経済運転の実施 ③適切なメンテナンス 2026年度 ダンプトラックの更新

4か月運用の目標設定の根拠：二酸化炭素排出は%の目標のためそのまま1%を採用、水の目標は実際の量となるため運用期間が1/4となるため0.1 m³の1/4の0.025 m³、事業系一般廃棄物は1年間で1枚を目標、1枚の1/4枚の目標値は現実的ではないので1枚削減を採用、燃費はkm/100kmのため年度削減の0.01km/100kmをそのまま採用

CO₂排出係数

車両軽油使用量 (㎘)	軽油 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /㎘)	排出係数	2.62
車両ガソリン使用量 (㎘)	ガソリン CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /㎘)	排出係数	2.29
灯油使用量 (㎘)	灯油 CO ₂ 排出量	排出係数	2.5
太陽光発電量 (kWh)	電気 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /kWh)	排出係数	0
電気使用量 (kWh)	電気 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /kWh)	排出係数	0.402

排出係数（軽油、ガソリン、灯油）：算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

(https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/itiran_2023_rev4.pdf)

排出係数（東北電力）：電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)

(https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient_rev.pdf)

2025年度（2025年4月～7月）活動実績

目標	目標値	実施事項(日程含む)	実績	評価
二酸化炭素排出量の削減 kg-CO ₂ /年 基準年度より削減 2025年度 1% 2026年度 2% 2027年度 3%	30,157	各年度共通 ①太陽光発電の活用（事務所） ②アイドリングストップの推奨 2025年度 ①太陽光発電の増設 (3.84kWh)	24,430	達成
水の使用量 m ³ 基準年度より削減 2025年度 0.1 m ³ 2026年度 0.2 m ³ 2027年度 0.3 m ³	26.975	各年度共通 ①高圧洗浄機の使用 ②未使用時には流しっぱなしにしない	30	未達成
事業系一般廃棄物の排出量 の削減 枚 基準年度より削減 2025年度 1枚 2026年度 2枚 2027年度 3枚	18	各年度共通 ①満杯になるまで捨てない ②私物は持ち帰りを原則化	25	未達成
収集運搬車両の燃費向上 km/㌧ 基準年度より向上 2025年度 0.01km/㌧ 2026年度 0.02km/㌧ ² 2027年度 0.03km/㌧	7.84	各年度共通 ①アイドリングストップの推奨 ②経済運転の実施 ③適切なメンテナンス	6.28	未達成

活動の評価

二酸化炭素排出量の削減について

重機解体の減少に伴う軽油の使用量の減少があり、4か月の指標では達成を示した。

水の使用量削減について

構内の整理整頓に伴う水の使用があり、4か月の運用では目標値以上の水の消費があった。

事業系一般廃棄物の排出量の削減について

構内の整理整頓作業で社員が休憩所で昼食の弁当を食べるが多く事業系一般廃棄物の排出が増加した。

収集運搬の車両の燃費向上

細かい工事が多く移動距離に対して軽油の使用は減少せず、結果燃費は若干悪化した結果となった。

次年度の課題及び活動（2025年8月～2026年3月までの活動についての課題及び活動）

目標	4か月運用 基準 2024年度 4月～7月	基準年 2024年度 4月～3月	項目	4か月運用 2025年度 4月～7月	2025年度 4月～3月	2026年度 4月～3月	2027年度 4月～3月	実施事項(日程含む)
二酸化炭素排出量の削減 kg-CO ₂ /年 基準年度より削減 2025年度 1% 2026年度 2% 2027年度 3%	30,462	89,497	目標	30,157	88,602	87,707	86,812	各年度共通 ①太陽光発電の活用（事務所） ②アイドリングストップの推奨 2025年度 ①太陽光発電の増設（3.84kWh） 2026年度 ダンプトラックの更新
水の使用量 m ³ 基準年度より削減 2025年度 0.1 m ³ 2026年度 0.2 m ³ 2027年度 0.3 m ³	27	81	目標	26.975	80.9	80.8	80.7	各年度共通 ①高圧洗浄機の使用 ②未使用時には流しっぱなしにしない
事業系一般廃棄物の排出量の削減 枚 基準年度より削減 2025年度 1枚 2026年度 2枚 2027年度 3枚	19	71	目標	18	70	69	68	各年度共通 ①満杯になるまで捨てない ②私物は持ち帰りを原則化
収集運搬車両の燃費向上 km/ ² km 基準年度より向上 2025年度 0.01km/ ² km 2026年度 0.02km/ ² km 2027年度 0.03km/ ² km	7.83	7.76	目標	7.84	7.77	7.78	7.79	各年度共通 ①アイドリングストップの推奨 ②経済運転の実施 ③適切なメンテナンス 2026年度 ダンプトラックの更新

二酸化炭素排出量の削減について

2025年度の活動計画に従って活動する。

水の使用量削減について

2025年度の活動計画に従って活動する。

事業系一般廃棄物の排出量の削減について

2025年度の活動計画に従って活動する。

収集運搬の車両の燃費向上

2025年度の活動計画に従って活動する。

順守義務への取組み状況

2025年4月1日 当社に適用される順守義務の調査を行い、法律その他規制一覧表を作成した。

2025年7月11日 本社、収集運搬業務、工事を対象に順守評価を実施 不順守はなかった。

2025年4月1日～2025年7月31日の運用期間中に順守義務の逸脱、関係機関等からの違反の指摘、苦情、訴訟はなかった。

下記は順守評価の結果

法律その他の規制一覧表

承認	評価者
2025/7/11	2025/7/11
	

調査日：2025年4月1日

対象：本社、資材置場、解体工事

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
廃棄物 処理法	汚でい、廃油、廃プラスチック、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類、ゴムくず 燃えがら 石綿含有産業廃棄物（重量比 0.1%超） 水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ等） 水銀含有汚泥（水銀含有量 15mg/kg 超） 特別管理産業廃棄物 廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者が排出事業者となる 収集運搬及び処分業者の許可証の確認 中間処理場等の現地確認 施設能力等の公開情報の確認（処分状況の確認） 委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等） マニフェストの管理（発行、回収、保管など） 交付状況報告（前年度実績、毎年6月30日までに） 処理困難通知の受理 	○	✓	
	事業系一般廃棄物の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> 営業ごみとして廃棄 	○	✓	
	廃棄物の保管	<ul style="list-style-type: none"> 野外焼却の禁止 積み上げ高さの厳守 雨、風、悪臭発生に対する養生 保管場所の掲示板設置（縦横 60cm） 	○	✓	
建設廃棄物処理指針	汚でい、廃油、廃プラスチック、建設木くず、金属くず、ガラスくず建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など	収集運搬業者、処分業者の許可証確認、処分状況確認（中間処理場、最終処分場の確認等）	○	✓	
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事-80 m²以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等) -500 万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者への書面による計画等説明 工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出 発注者へ書面による完了報告 分別解体等 再資源化等の促進 再生資源の使用 	○	✓	
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等	建設汚泥 建設汚泥を建設資材として利用する場合土壤の汚染に係る環境基準に適合しないものは、適用範囲外	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥の工事間利用に関する確認書 建設汚泥再生利用計画書 建設汚泥リサイクル伝票 建設汚泥再資源化等実績書 			

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
容器包装リサイクル法	一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象とする	・現場事務所の自動販売機等の缶・ペットボトル等の分類 ・市町村が定めた分別の基準に従い容器包装廃棄物も適正に分別排出する	○	✓	
家電リサイクル法	特定家庭用機器 テレビ（液晶・プラズマ含）、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	・小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する ・指定業者による廃棄			廃棄なし
プラスチック資源循環促進法	廃プラスチックの廃棄	・分別廃棄	○	✓	
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器 パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CD プレーヤー等々	・具体的な回収品目や回収方法は市町村により異なり、品目によっては手数料あり ・指定業者による廃棄			廃棄なし
廃PCB特措法	改修工事、解体工事 (所有者が保管及び処理を行う) ※2019年12月：PCB濃度0.5%～10%の可燃性汚染物等を無害化処理認定制度の対象(低濃度)とする改正	・保管者は、毎年度6/30までに保管・処理の状況を知事へ届出 ・保管者、PCB使用製品所有者は期限までに処理			
騒音規制法	適用指定地域 杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機	・市町村へ事前確認 ・知事へ7日前までに届出書			
	低騒音型の重機の使用	・施工計画書－使用機械リスト	○	✓	
振動規制法	適用指定地域 杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機	・市町村へ事前確認 ・知事へ7日前までに届出書			
	低騒音型の重機の使用	・施工計画書－使用機械リスト	○	✓	
下水道法	トイレの使用による下水道の使用	・適切な使用	○	✓	
建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針	協力会社の持ち込み車両など	・自動車使用の合理化および効率化 ・運転者への教育 ・輸送手段改善 ・アト・リング・ストップの励行 ・「自動車 NOx・PM法ステッカー制度」（平成20年1月1日施行）	○	✓	

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
オフロード法	協力会社の持ち込み建設機械など	・適合証明 ・平成18年4月施行前販売証明 ・「2011年規制」 新車規制で平成23年10月以降	○	✓	
排出ガス対策型建設機械普及促進規程	国土交通省直轄工事 協力会社の持ち込み建設機械など	・排出ガス対策型であることの確認			
オゾン層保護法	解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等	・専門業者による回収・破壊 ・特定物質使用設備の有無確認記録	○	✓	
フロン排出抑制法	解体工事（改修工事）	・解体前に設置有無を確認、発注者に書面説明 ・機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の受理と写しの保存及びフロン回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存（3年間）記録3年間保存義務 ・「事前確認書」（交付年月日・元請業者名等・発注者名等・機器設置有無の確認結果）	○	✓	
	エアコンの使用	・簡易点検・整備点検記録	○	✓	
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011	解体・改修工事に伴う石綿等の除去作業等	・排出の抑制に努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力 ・作業計画（作業主任者、測定記録）	○	✓	
労働安全衛生法第28条第1項に基づく建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	建築物解体等作業 建築物解体等での石綿ばく露防止	・事前調査、石綿除去・隔離等の措置、集じん・排気装置の稼働状況確認、呼吸用保護具等の選定、漏洩の監視、器具・保護衣の扱い、石綿含有廃棄物の扱い等	○	✓	
石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	石綿含有廃棄物の処理	・あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これに準じた措置を講じた後、耐水性材料で2重にこん包	○	✓	
消防法（危政令）	指定数量 第1石油類 ガソリン等：200L 第2石油類 灯油、軽油等：1000L	・指定数量以下の保管 ・市町村条例（火災予防条例）で定める指定数量の1/5以上、指定数量未満の場合、あらかじめ消防長（消防署長）に届け出	○	✓	
	圧縮アセチレンガス：40kg以上	・あらかじめ、所轄消防長又は消防署長に届け出	○	✓	
	電気・ガスによる溶接、溶断作業	・火災防止			
高圧ガス保安法	内容積2ℓ以下ボンベ やコンプレッサー内ボンベなどは除く	・危険時の措置と届出 ・転倒防止	○	✓	

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
大気汚染防止法	全ての石綿含有建材	<ul style="list-style-type: none"> ・作業開始 14 日前までに知事に計画書を提出 ・作業基準（則 16 条の 4） ・事前調査の方法の法定化 ・一定の知見を有する者による事前調査の実施 ・事前調査結果の記録の作成及び保存 ・事前調査結果の控えの現場での備え置き ・事前調査結果概要の都道府県などへの報告 ・隔離を伴う作業での石綿漏洩の有無の確認 ・知見を有する者による取り残しの有無の確認 ・作業の記録 ・適切に行われたことの確認、確認結果の記録及び保存 ・作業結果の発注者への書面での報告及び記録 	○	✓	
	建築物等の解体、改 造、又は補修作業の伴 う建設工事 「特定粉じん等排出 作業」の伴う建設工 事：「特定工事」	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の受注者は、特定工事に該当するか否かを調査し、発注者に書面で報告 ・「特定工事」の発注者は、作業開始 14 日前までに知事に届出 			
労働安全衛生法	解体・改修工事に伴う 「石綿等」の除去作業 (石綿障害予防規則) レベル 1 (石綿含有吹き付け材)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業開始前 14 日前までに労働基準監督署に建築工事計画届、建築物解体等作業届を提出 ・作業計画（作業主任者） ・事前調査結果等の届出 ・前室-洗身室-更衣室を連接して設置すること ・電動ファン付呼吸器等使用 ・作業環境測定・健康診断（6ヶ月以内ごとに 1 回）等 ・記録の保存（40 年間） 			
	レベル 2 (石綿含有保温材・耐 火被覆材・断熱材)	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル 2 も計画届（2021 年 4 月施行） ・作業開始前に建築物解体等作業届を届出 ・作業計画（作業主任者） ・事前調査結果等の届出 ・前室-洗身室-更衣室を連接して設置すること ・電動ファン付呼吸器等使用 ・作業環境測定・健康診断（6ヶ月以内ごとに 1 回）等 ・記録の保存（40 年間） 			
	レベル 3 (成形板等の石綿含有建材)	<ul style="list-style-type: none"> ・けい酸カルシウム板 1 種（破碎時） ・仕上げ塗材を電動工具で除去する場合、ビニルシートで隔離し湿潤 	○	✓	

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
労働安全衛生法	危険を伴う作業 化学薬品の使用	・特別教育、技能講習、有資格者による作業	○	✓	
		・設置届			
		・特定自主検査、月例点検、始業前点検	○	✓	
		・SDS の取寄せ、化学物質リスクアセスメント	○	✓	
		・化学物質管理者と保護具着用管理責任者の選任	○	✓	
		・ばく露状況のヒヤリング	○	✓	
		・熱中症対策（体制、手順、周知）	○	✓	
		・健康診断の受診	○	✓	
		・作業環境測定			
		・保護具の着用	○	✓	
道路交通法	道路の使用	・道路使用許可の取得			
	道路環境保全	・過積載防止	○	✓	
建設工事 公衆災害 防止対策 要綱（土木）	仮設構造物、クレーン等の設置（完成物としての建築物による障害は対象外） 建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域	・受信障害除去対策を講ずる場合は、法に基づく届出や申請、並びに NHK への届出等が必要			
	工事全般、解体工事 建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域	・粉塵対策	○	✓	
	埋設物の確認 重機等の接触、転倒 持ち込み建設機械 高齢者・車いす対応	・台帳と設計図面を照合 ・能力内/作業場内使用、傾斜計測 ・必要な点検整備の確認 ・安全な歩行用通路の確保	○	✓	
景観法	屋外の土石、廃棄物、再生資源ほかの堆積（高さ 1.5m 以上）含む	・知事、指定市、中核市の長への届出			
自然環境保全法	高さ 10m 以上床面積 200 m ² 以上の建築物、高さ 10m 以上水平投影面積 200 m ² 以上の工作物、その他	・環境大臣、知事への届出と 30 日後の行為の着手（「特別地区」は許可制）			
オゾン層保護法	解体工事、改修工事における空調設備、 消火設備等 特定物質（CFC 等）を使用する設備 からの排出抑制	・専門業者による回収・破壊 ・特定物質使用設備の有無確認記録			

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
都市緑地法	緑地保全地域内 屋外の土石、廃棄物、再生資源ほかの堆積（高さ1.5m超、面積60m ² 超）含む	・知事へあらかじめ届出			
建設業法	業の許可	・建設業許可	<input checked="" type="radio"/>	✓	
	請負契約 第19条	・必要項目の記載と契約締結（注文書・請書）	<input checked="" type="radio"/>	✓	
作業所で 同意する その他の 要求事項	廃棄物の発生抑制、グリーン製品の使用に関する仕様あり	・時間外での作業は事前に連絡する ・19時以降禁止			
	時間外の作業	・粉塵の発生防止 ・アイドリングストップ			
	資材等の搬出入				
	特記仕様書での要求事項				

収集運搬業務

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	備考
廃棄物 処理法	産業廃棄物の収集運搬 許可品目のみの収集運搬 積込場所と荷卸し場所	許認可のみの収集運搬 詳細は許可証	○	✓	
	特別管理産業廃棄物の 収集運搬許可品目のみ の収集運搬 積込場所と荷卸し場所	許認可のみの収集運搬 詳細は許可証			
	産業廃棄物 収集運搬基準	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の飛散、流出防止 ・悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないようにする ・石綿含有産業廃棄物と水銀使用製品産業廃棄物は破碎されることのないように必要な措置を講ずる ・車両の両側面に（産業廃棄物収集運搬車両であること、氏名又は名称、許可番号下6桁）の表示 ・運搬車両に（氏名又は名称及び住所、運搬する産業廃棄物の種類及び数量、積載した日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先、運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先、（特別管理）産業廃棄物処理業の許可証の写しと産業廃棄物管理票（マニフェスト））の備え付け 	○	✓	
	特別管理産業廃棄物 収集運搬基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特別産業廃棄物の飛散、流出防止 ・悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないようにする ・特別管理産業廃棄物がその他の物と混合する恐れのないように、他の物と区分して収集運搬 ・感染性産業廃棄物、廃水銀等の収集運搬は、必ず密閉でき、収納しやすく損傷しにくい運搬容器に収納して収集運搬する ・特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべ事項を記載した文書を携帯する（容器表示のこの限りではない） ・車両への表示と書面備え付け（上記産業廃棄物同様） 			
	2者間契約	・排出事業者との契約締結	○	✓	
	マニフェストの管理	・B1、C2票の管理	○	✓	
	実績報告	・6月末までに実績報告	○	✓	
自動車リサイクル法	収集運搬車両の購入	・リサイクル料金等	○	✓	
中間処理 最終処分場 ルール	荷卸し先の構内ルール	・構内ルール準拠	○	✓	

内部監査・外部監査の報告

内部監査 : 2025 年 7 月 30 日
監査場所 : 本社
適用規格 : みちのく EMS (第3版) 2016年10月7日
みちのく EMS (第3版) エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証附属書
2020 年 6 月 30 日
対象業務 : 産業廃棄物収集運搬、建物改修工事 (改修に伴う撤去工事)
監査チーム : 内部監査員 2 名 (みちのく EMS 内部監査員養成講座修了)

外部審査

名称 : 優良産廃登録審査
監査日 : 2025 年 8 月 28 日予定
監査結果 : -

マネジメントレビュー

全体評価

EMS は順調に運用が開始されおり、現在の活動を継続していく。2025 年度の目標を達成できるように活動をさらに進めていく。

見直し評価

環境方針は現在のものを継続する。

コミュニケーション

2025 年 4 月 25 日 宮城県産業資源循環協会県南支部 第 7 回通常総会 出席、懇親会 出席

以上